

静交 令4第17号
令和4年8月15日

手形交換加盟銀行
交換母店様

一般財団法人 静岡県銀行協会
静岡手形交換所

令和4年8月3日からの大雨による災害等に対する
手形交換に関する特別措置について(その5)

今般、標記の災害に伴い、青森県銀行協会から、休止中の深浦手形交換所の参加銀行を支払場所とする手形の代替措置について通知がありましたので、別紙の下線部(※)のとおり、追記してご連絡いたします。

交換母店におかれましては、関係各参加店にもご連絡願います。

代理交換受託金融機関におかれましては、委託金融機関にもご連絡願います。

※ 別紙下線部の要旨

令和4年8月3日からの大雨による災害等に対する手形交換に関する特別措置について(その4)別紙において、「五所川原手形交換所および深浦手形交換所については、本日(8月10日(水))の交換業務を休止した。再開見込は8月12日(金)予定(8月10日(水)分を含め同日交換実施予定)」とのことであった。五所川原手形交換所は予定通り業務を再開したが、深浦手形交換所については、当面の間、交換業務を休止し、同手形交換所の参加店舗を支払場所とする手形小切手について、別表(別紙の※欄)により取り扱う。

以上